

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 近畿 1 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年11月17日

【会社名】 サントリーホールディングス株式会社

【英訳名】 Suntory Holdings Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新浪 剛史

【本店の所在の場所】 大阪市北区堂島浜二丁目 1 番40号

【電話番号】 0 6 (6 3 4 6) 1 6 8 2

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営管理本部担当 宮永 暢

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区堂島浜二丁目 1 番40号

【電話番号】 0 6 (6 3 4 6) 1 6 8 2

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営管理本部担当 宮永 暢

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年 7 月14日
効力発生日	2022年 7 月22日
有効期限	2024年 7 月21日
発行登録番号	4 - 近畿 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 400,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
4 - 近畿 1 - 1	2023年 3 月 2 日	19,600百万円	-	-
4 - 近畿 1 - 2	2023年 5 月19日	50,000百万円	-	-
実績合計額（円）		69,600百万円 (69,600百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 330,400百万円
（330,400百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 サントリー ワールド ヘッドクォーターズ
（東京都港区台場二丁目 3 番 3 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	サントリーホールディングス株式会社第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の 総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.628%
利払日	毎年5月24日及び11月24日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下償還期日という。)までこれをつけ、2024年5月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月24日及び11月24日に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「(注)11. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2028年11月24日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2028年11月24日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記「(注)11. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年11月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年11月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供 制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。この場合、社債権者集会の決議は要しないものとする。

財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
----------------	---

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)からAA(ダブルA)の信用格付を2023年11月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される現実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の現実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該現実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の現実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される

「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社みずほ銀行を財務代理人として本社債の事務を委託する。

(2) 本社債にかかる発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(4) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前に本(注)6.に定める方法により社債権者に通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号の規定に違背したとき。

(2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもこれを履行または解消することができないとき。

(3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6．公告の方法

- (1) 本社債に関し社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）に掲載することによりこれを行う。

7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4．(1)に定める事項を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

10．費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）6．に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9．に定める社債権者集会に関する費用

11．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	15,000	1．引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金27.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	3,000	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	2,000	
計	-	20,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
20,000	74	19,926

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額19,926百万円は、全額を、2025年11月までに適格クライテリアを満たすプロジェクト（自社工場におけるエネルギー使用量の削減に資する設備投資、グリーン水素の調達に関する費用、排水処理を通じたバイオガス精製設備等に関する設備投資及び再生可能エネルギー由来の電力の調達に関する費用等）に対する新規支出又は既存支出のリファイナンスに充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適合性について

当社は、グリーンボンド発行を含むグリーンファイナンス及びサステナビリティ・リンク・ファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則（G B P）2021（注1）」、「グリーンローン原則2023（注2）」、「グリーンボンドガイドライン2022年版（注3）」、「グリーンローンガイドライン2022年版（注4）」、「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023（注5）」、「サステナビリティ・リンク・ローン原則2023（注6）」、「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版（注7）」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版（注8）」に基づき「サステナブルファイナンス・フレームワーク」（以下本フレームワークという。）を策定しており、これらの原則等との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンを外部機関であるムーディーズ・ジャパン株式会社より取得しております。

（注1） 「グリーンボンド原則（G B P）2021」とは、国際資本市場協会（以下I C M Aという。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下グリーンボンド原則といえます。

（注2） 「グリーンローン原則2023」とは、ローン市場協会（以下L M Aという。）、アジア太平洋地域ローン市場協会（以下A P L M Aという。）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（以下L S T Aという。）により策定された環境分野に使用を限定する融資のガイドラインをいい、以下グリーンローン原則といえます。

（注3） 「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンドについてグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に最終改訂したガイドラインをいいます。

（注4） 「グリーンローンガイドライン2022年版」とは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に最終改訂したガイドラインをいいます。

（注5） 「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023」とは、I C M Aが2020年6月に公表し、2023年6月に改訂したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等にかかるガイドラインをいい、以下サステナビリティ・リンク・ボンド原則といえます。

（注6） 「サステナビリティ・リンク・ローン原則2023」とは、L M A、A P L M AおよびL S T Aが2019年に策定・公表し、2023年2月に改訂したサステナビリティ・リンク・ローン等の商品設計、開示およびレポーティング等に係るガイドラインをいい、以下サステナビリティ・リンク・ローン原則といえます。

（注7） 「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」とは、サステナビリティ・リンク・ボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がサステナビリティ・リンク・ボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、我が国におけるサステナビリティ・リンク・ボンド市場の健全かつ適切な拡大を図ることを目的に、環境省が2022年7月に策定・公表したガイドラインをいいます。

（注8） 「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」とは、サステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がサステナビリティ・リン

ク・ローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、我が国におけるサステナビリティ・リンク・ローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。

サステナブルファイナンス・フレームワークについて

1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づくグリーンファイナンスにて調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクト（以下適格プロジェクトという。）に対する新規支出又は既存支出のリファイナンスに調達から24か月以内に充当する予定です。適格プロジェクトの所在地は日本及び海外を予定しています。

なお、リファイナンスの場合、設備投資に係る支出は調達から過去36か月以内に発生したものに限定します。費用に係る支出については、リファイナンスを資金用途の対象としません。

G B P 上の事業区分	適格クライテリア	環境面への便益	S D G s との整合
エネルギー効率	・ 自社工場におけるエネルギー使用量の削減に資する設備投資 - 設備導入時点で、利用可能な最新の技術を採用	温室効果ガス排出量の削減	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 13. 気候変動に具体的な対策を
再生可能エネルギー	・ グリーン水素の調達に関する費用 ・ 排水処理を通じたバイオガス精製設備、バイオマス熱供給に関する設備又はバイオマス発電設備の製造に関する設備投資 ・ 再生可能エネルギー由来の電力の調達に関する費用（再エネ証書の購入）	温室効果ガス排出量の削減	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 13. 気候変動に具体的な対策を

〔除外クライテリア〕

当社は、本フレームワークに基づくサステナブルファイナンスによって調達した資金について、下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・ エネルギー使用量の削減に資する設備投資において、従来比エネルギー効率の改善が確認できないプロジェクト
- ・ グリーン水素の調達について、再生可能エネルギー由来ではない電力を使用して製造された水素に関連するプロジェクト
- ・ バイオマス関連設備について、使用するバイオマスが食料生産・供給に影響を与えるプロジェクト
- ・ 再生可能エネルギー由来の電力の調達について、当該電力が再エネ発電由来である旨の確認ができないプロジェクト
- ・ プロジェクト所在国の法令や国際規範を遵守していない贈収賄、マネーロンダリング、横領等の腐敗・不正行為が確認されたプロジェクト
- ・ 児童労働、強制労働、差別や各種ハラスメントといった人権リスクが確認されたプロジェクト

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

本フレームワークに基づいて調達した資金が充当される適格プロジェクトは、経営管理本部 財務部が適格クライテリアへの適合性（環境面における便益への適合性）を評価の上選定します。なお、評価及び選定の過程でサステナビリティ経営推進本部 サステナビリティ推進部が助言を行います。資金調達の最終承認は経営管理本部 財務部長によってなされる予定です。

各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、環境及び社会に対する重要なネガティブな影響がないことを中心に、その他技術面等を総合的に分析しています。具体的には以下の項目について予め確認し、その後適格プロジェクトの事業期間の全てにおいても適切になされているかを年次で確認します。

- ・ プロジェクト実施の各自治体等で求められる環境関連法令等の遵守
- ・ プロジェクト実施に際して、必要に応じた外部への情報発信や住民説明の実施
- ・ サントリーグループサステナブル調達基本方針に沿った資材調達
- ・ サントリーグループ企業倫理綱領の順守

また、適格プロジェクトへの充当後も、本フレームワークに基づく資金調達から償還（ローンの場合は、完済）されるまでの間、各適格プロジェクトが適格クライテリアを満たし、除外クライテリアに抵触せず、ESG関連のリスクが生じていない旨をサステナビリティ経営推進本部 サステナビリティ推進部を中心に年次で確認し、サステナビリティ担当役員へ報告します。なお、同期間に亘って、適格プロジェクトに関するESG関連の論争・訴訟等が発生した場合は、サントリーグループのサステナビリティ経営推進体制の枠組みにおいて適切に対処し、必要に応じて適時に開示する予定です。

3. 調達資金の管理

当社経営管理本部 財務部が、本フレームワークに基づいて調達した資金について、適格プロジェクトへ充当されるよう、管理ファイルを用いて年次で充当状況を管理します。その際、本フレームワークに基づいて調達した資金が当社の保有する適格プロジェクトの金額を超過しない旨を確認します。これらの追跡管理の手法に関しては、調達資金の追跡管理に係る社内報告実施時に経営管理本部 財務部長によって確認を受ける予定です。

本フレームワークに基づいて調達した資金の管理に関する書類や帳票については、当社の規定に従い、償還（ローンの場合は、完済）されるまでの間保存されます。

調達資金については、適格プロジェクトへの支出に充当されるまでの間、当社の調達資金専用口座において現金又は現金同等物にて管理されます。また、全額充当後においても、債券等が償還するまでに、資金使途の対象となるプロジェクトの売却や棄損、適格クライテリアを満たさなくなった事由の発生等により、資金使途の対象から外れる場合に発生する未充当資金は、一時的に現金又は現金同等物にて管理された後に適格クライテリアを満たす他のプロジェクトへ充当します。

4. レポートニング

当社は、資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングを、実務上可能な範囲で当社ウェブサイトにて年次で開示します（グリーンボンドの場合）。なお、グリーンローンの場合は、下記開示内容についてローンの貸し手に対してのみ報告し、シンジケートローンの場合は、エージェントを通じて貸し手に対して報告します。

初回の開示は、本フレームワークに基づく資金の調達から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

資金充当状況レポートニング

当社は本フレームワークに基づく資金調達から償還（ローンの場合は、完済）されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・適格プロジェクト毎の充当金額とプロジェクト概要
- ・充当金額のうち既存投資のリファイナンスとして充当された部分の概算額又は割合
- ・未充当金の金額
- ・充当完了の予定時期

インパクト・レポートニング

当社は、本フレームワークに基づく資金調達から償還（ローンの場合は、完済）されるまでの間、以下の項目について実務上可能な範囲において開示する予定です。

G B P 上の事業区分	適格プロジェクト	レポートニング項目
エネルギー効率	・自社工場におけるエネルギー使用量の削減に資する設備投資 - 設備導入時点で、利用可能な最新の技術を採用	・温室効果ガス（以下GHGという。）排出削減量（t-CO ₂ e）（注1）
再生可能エネルギー	・グリーン水素の調達に関する費用	・GHG排出削減量（t-CO ₂ e）（注2）
	・排水処理を通じたバイオガス精製設備、バイオマス熱供給に関する設備又はバイオマス発電設備の製造に関する設備投資	・GHG排出削減量（t-CO ₂ e）（注3）
	・再生可能エネルギー由来の電力の調達に関する費用（再エネ証書の購入）	・GHG排出削減量（t-CO ₂ e）（注4）

（注1） 直近GHG排出量（もしくは推定値）×エネルギー原単位改善率

（注2） 調達した水素の量から換算されるLNGの量×LNGのGHG排出係数

（注3） バイオガスを用いた発電量×電力のGHG排出係数、都市ガスの使用削減量×都市ガスのGHG排出係数、又は従来設計（ガスボイラー・石炭ボイラー）でのGHG排出量 - 新設計（石炭ボイラー廃止し、メタンガスボイラーのみ）でのGHG排出量等

（注4） 消費電力量×電力のGHG排出係数

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日） 2023年3月24日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期中（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日） 2023年9月26日近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（2023年11月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

サントリーホールディングス株式会社 本店
（大阪市北区堂島浜二丁目1番40号）
サントリー ワールド ヘッドクォーターズ
（東京都港区台場二丁目3番3号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。